

特255

460

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

論概想思派田高宗眞

辯 淳 井 三



院 書 方 東



始



特 255  
460

眞宗高田派思想概論

三井淳辯



目次

緒言	一
第一章 法然の面授口決と親鸞	五
一 師より教化を蒙りて	五
二 異流の人々義をかへて	九
三 北越の一念義と親鸞	二一
第二章 親鸞教義の思想概論	二四
一 教行信證の著作	二四
二 現世的方面に力説す	二六
三 聖徳太子を理想とす	一九
第三章 戒律思想と念佛	三三
一 法然は開放主義なり	三三
二 親鸞の理想的生活	三四
三 徳川時代の戒律思想	三七
第四章 教團の發祥と其教系	三〇



- 一 一光三尊佛を感得して……………三〇
- 二 附法相承の人々……………三三
- 三 慈信房と縁をたちて……………三七
- 第五章 祖廟の造營と高田の顯智……………四一
- 一 親鸞の入滅と其墳墓……………四一
- 二 法脈相承か血脈相承か……………四四
- 三 八十有餘の老軀を提げて……………四九
- 結論……………五〇

# 眞宗高田派思想概論

三井淳辯

## 緒言

印度支那日本の佛教史を披閱するに、高僧智識にして一宗一派の師表と仰がれる人々の中に、肉食妻帯を決行したものは一人も無い、何れも僧侶の日常生活を規定したる戒律を嚴守し、山を開いて修行の道場と定め、女人を禁制して一路自覺の道に悟り入らんと企てたのである。獨り親鸞は絶對他力の教旨に基いて、社會一般の人々と同じく肉食妻帯を實行し、妻子を連れて東北教化の任に當つたのである、而も親鸞の死後、その血統の人々法燈を繼承し、現在眞宗の大勢力を有する本願寺派の成立を見るに至つたので、親鸞は在家示同の宗風に依り日本の家族制に基いて、血統相續の純日本式の宗教を開いた様に考ふる人もある様であるが、繼嗣相續の世襲法は偶然の出來事であつて、親鸞の在世には強ひて血統の人々に法燈を相續させるなどの考へは、毛頭も無かつた様である、ヤハリ各宗各派の祖師と同じく自己の信ずる教法を、我れも信じ人にも勧めると云ふ布教方法であつて、自分の子息でも異安心などのものがあれば、容赦なく破門の宣告を與へたので、教化の根本精神は法脈相承である、この根本精神に基いて獨立して居るのが眞宗高田派である。



高田派の起源は、眞宗原始教團の中心地たる下野國芳賀郡大内庄高田如來堂に發祥し、眞佛、顯智、專空、定專、空佛、願證、定順、定顯、眞惠と次第相承し、寛正六年眞惠の時代に至つて法胤を三重縣河藝郡一身田に移轉し、爾來眞惠、眞智、應眞、堯惠、堯眞、堯秀、堯朝、堯圓、圓猷、圓達、圓祥、圓禱、堯熙と次第し、現法主堯猷に及んで居る。

現行法規の寺法第三條に「法主は宗祖以來の例に従ひ、法脈を以て傳燈相承す」、第四條に「法主の繼嗣は法主之を認定す」とあつて、法脈相承を以て宗規の根本義として居ることは、七百有餘年來、現今に至るまで何等の變りもない、近い例としては第二十世傳燈法主圓禱に圓禎と云ふ男子があつたが、これには傳燈を繼承せずして有栖川宮職仁親王の第二子たる堯熙に法燈を傳へ、文久元年九月二十二日孝明天皇の綸旨を賜ひ専修寺住職になつて居る。この法脈相承論に就きては、高田派の中興眞惠が永正元年十月八日末弟中に訓告したる永正御定の中に

當世オヤノ子ヲ佛法ノ相承トコ、ロヘ候コトイワレザル義ニテ候、佛法傳授候ヘバ他人モ佛法相承血脉ニテ候ナリ、タトヒ師ノ子ニテ候トモ本師ヨリ佛法傳授セズハ血脉ノ義ニテアルベカラズ候、中略、聖人ノ御子ニモ奥郡ノ慈信房トイフヒトハ一生御勘當候テ佛法傳授ナク候、ステニ高田住職眞佛顯智ハ他人ニテオワシマシ候ヘトモ一流傳授ノ嫡家ニテ候、ヨク／＼コ、ロヘラルヘク候

とあるのは法脈相承を以て、高田の根本思想として居ることを表明して居る。また眞惠には二十二歳の應眞と云ふ血續の人もあつた様であるが、故ありてこれには法燈を傳へなかつたと見え、永正八年六月後柏原天皇に奏請して、常磐井宮眞智上人を附弟たらしむる勅許を得て、眞智を第十一代の傳燈法主と定めたのである、當時上洛中の明眼寺秀

運にこの事を報じたる文書に「於本寺于今付弟之義無之候、然間、持明院殿様之御運子一人申請候て、其儀相定中候、此十六日御入室候、六月十四日、眞惠(花押)、明眼寺御房」とあり、また眞智の眞筆本にも、高田山専修寺第十一代相承とあるに依つても、眞智の法燈を傳へたことを知ることが出来る。

さて親鸞の門弟は今日現存して居る古文書に依つて調べて見ても、殆んど百名近く數へることが出来る、これ等の門弟は各地に道場を建立して、教旨宣傳の任に當つたのである。その代表的人物は高田の眞佛顯智であつた、眞佛は下野國の豪族大内庄國春の嫡男であり、學徳の譽れ高く、顯智は道信堅固の律僧で而も學者であつた關係上、この教系が最も榮えたのである、而もこの二聖が下野國高田の如來堂を根基として原始教團を統一し、この教團に關係ある門弟等が熱烈に傳道したので、原始教團は各方面に擴張せられたのである。三河念佛勸進の根元は建長八年十月眞佛顯智專信等の教化に依つて、和田平田の集團となり、更に越前國三門徒の集團と傳波したのである。大谷祖廟の造營に盡力したのは高田の顯智であり、唯善の騒動に關して重要な地位にある和田の寂靜は、顯智の孫弟子であつた、大谷祖廟の回祿に際して、復興事業に専心努力したのは高田の專空であつた、實に眞宗の原始教團は、高田を以て總本山格として居たのである。

高田派はかかる歴史的由緒があるので、眞宗教團の發祥地たる高田の地名を宗旨の代表名詞として、徳川時代の寺社奉行の公文書には、高田宗と云ふ宗名を用ひて居たが、維新以來眞宗合議の宗制に依り、眞宗高田派と公稱するに至つたのである。

教の本願寺派は大谷祖廟の留守職を以て起原とす、この大谷祖廟は創立當時より、關東の門弟等毎年若干の燈明



料、修費料を寄進し、これに依つて維持經營して來たので、祖廟奉仕の便宜上、親鸞の季女彌女（覺信尼）が留守職を勤めて居たので、祖廟の管理權は關東の門弟にあつたのである。従つて宗教の宣布に關しては、血統の人々などは何等の關係も無い、後日、彌女の異父兄弟である覺惠と唯善との相續争に依つて、大谷の管理者は一時門弟に移つたのである、これが覺惠の子、覺如の十二箇條の懇望狀に依つて、大谷留守職は覺如が管理することとなり、覺如の晩年に及んで本願寺なる名稱を用ひ、大谷祖廟の獨立を企てたけれども、その微力なる宗團は、關東の教團を離れて獨立する迄には至らなかつた、而し時代の推移すると共に獨立の行爲を決行する様になつた。

そもく大谷祖廟は親鸞の墳墓であるから、親鸞に奉仕するを根本精神とせねばならぬ、かゝる意味に於て顯習の祖廟を造營するに當つて、親鸞の木像を刻んで中央に安置したのである、宗教宣布の道場でないから、阿彌陀如來の本尊の安置を許さない、然るに親鸞の死後凡壹百年頃に至つて、大谷の留守職は親鸞の眞影を傍に移して、阿彌陀如來の本尊を安置せんとする行爲があつたので、高田の第五代目定事は、抗議を申込んで事止みになつた、然るに第七代目順證時代に、また阿彌陀如來の本尊を安置せんと企てたので、その可否を總門弟に談合したこともあつた、當時の古文書は高田本山に保管して居る。斯様な始末で高田と大谷とはこの時代にはまだ獨立して居ない、其後蓮如の時代には本堂三間影堂五間とあるから、既に阿彌陀如來を本尊とする本堂も建てられて居たが、高田の中興眞惠が叡山坂本で修學時代には、時々大谷祖廟へも參詣し、下妻丹後からも毎日京の町へ米七升づゝ買ひ取りに行く、生活上の話も聞いて、同情したこともあつた、また蓮如の長子、中納言の家督相續に關しても多少談合して居たのであるから、高田と大谷とは隔意もなかつたのである、然るに高田の末寺であつた三河の和野寺の兩寺が蓮如に歸服し、明

眼寺の末寺であつた佐々木の上宮寺が大谷に歸向したのを始めとし、加賀越前の高田門徒が殆んど全部蓮如に歸向したので、兩方の門徒間に感情の衝突が出来、爾來四百年來兩派は無關係の状態となつたのである。されど教義上には兩方共何等の相違もないけれども、高田は原始教團の直系であるだけ夫れだけ、親鸞に關する古文書の殆んど全部を秘藏し、一派獨特の教學も發達して居るので、本願寺の教學とは多少異つた思想もある、以下その思想の概要を述べん。

## 第一章 法然の面授口決と親鸞

### 一、師より教化を蒙りて

淨土教は印度支那日本の佛教史より考察するに、何れの時代にも研究され信仰されて居た、而し獨立して居ないので史家は實宗だと云ふ。これが獨立を宣言したのは法然である、勢觀房の法然一期記にこの事を記して「我れ淨土宗を立つる意趣は、凡夫の往生を示さんが爲めである、諸宗は凡夫の淨土に往生することを許さないから、善導の釋義に依つて凡夫の報土に往生することを立證し、淨土宗を立つ」と宣言して居る。斯様に正々堂々と淨土宗の開宗を天下に宣言したので、當時南都北嶺の學者から大々的の批難を加へたが、少しも屈する色もなく、一向專修の念佛義を説いたのは、サスガに淨土教を日本全國に傳播する好機會を與へたのである。

誤解されたる多くの人々は、淨土宗は法然の開宗であり、眞宗は親鸞の開宗であると定義し、法然の宗教と親鸞の



宗教と殆んど多くの場合に、相違した様に考へられて居る。これは高田派の思想から見れば皮相の觀察であつて、その精神には兩者何等の相違もない、親鸞は法然から面授口決を得た宗教を頂戴して、歡喜讃仰したのみで、開宗宣言なんかの考は毛頭も無い様に見える、この意味を表明したのが親鸞の自著、教行信證後序の文である、曰く「愚禿親鸞は建仁元年辛酉の歳、比叡山で學んだ自力難行の教を棄て、恩師法然の門下で他力の本願を仰ぐ身となつた、そして元久二年乙丑の歳、恩師の許しを得て、其著選擇集を書寫し、更に同年夏七月十四日、その書き寫した選擇集へ、内題の字と、並に南無阿彌陀佛、往生之業念佛爲本と云ふ文と、當時予の名であつた緯空と云ふ字を、恩師の親筆で書き下され、剩つさへその日、肖像を借り謹んで圖畫し申したところ、その翌月閏七月二十七日に、私の謹寫した恩師の肖像へ、南無阿彌陀佛と若我成佛十方衆生、稱我名號下至十聲、若不生者不取正覺、彼佛今現在成佛、當知本誓重願不虛、衆生稱念必得往生と云ふ善導の釋文とを書き下し給ひ、又聖徳太子の夢の告に依つて、その頃に名乗つた所の緯空と云ふ名を改めて、善信と名乗つた所、その肖像へ讃文を賜はつた日に恩師の親筆で、善信と云ふ名さへも書き付け下さつたのである、その時恩師法然は七十三の御老齢であつた、その選擇集と云ふ書物は、九條關白殿の御依頼に依つて、選述なされたもので、眞宗の肝要、念佛の奥義が悉くその中に攝められて居る、誠に尊い聖教である、されば年を涉り口を涉りて、恩師の教化を蒙つたものは幾千萬人と云ふ澤山な人であつたが、これを拜見したり、拜寫を許されたものは數輩であつた、然るに予は拜寫を許され、且つ肖像を描くことを許されたのは、何と云ふ幸福であらう、これ全く一寸ちに、彌陀の本願を信じ念佛の正業を勤んだ徳であつて、間違なく淨土へ往生し得る儼然りと信する」と、親鸞の法然に對する意志既に斯の如くであるから、親鸞の宗教は法然の宗教その儘の開展である

と見なければならぬ。

また歎異鈔にも「親鸞はたゞ念佛して彌陀に救はるゝものと、師匠法然の教化をその儘に信じて居るばかりで、その外に別にこれと云ふ子細はない、念佛が實際淨土に生るゝ業であるか、それとも地獄に墮つる業なのか、親鸞にはそんなことは問題でない、たとひ法然にだまされて念佛申した爲めに、地獄に落ちたりとも少しも後悔はない」と、師法然の言葉を絶對に信仰して居る。

斯様に親鸞の信仰が法然の言葉を絶對に信じた、純他力教であるから、親鸞自身には立教開宗なんかの考は毛頭も無いとも云ひ得る。また親鸞の信仰には我が計ひの尠少もないことを徹底さす爲めに、法然の門下生で一味の安心を得た、聖覺や隆寛の著作を門弟に勧めて居る、参考の爲めその文を擧ぐれば消息中に「唯信鈔、後世物語、自力他力などの文は、この世にはよき人であり、既に往生もした人の書いたのであるから、信心にも間違ないから讀むがよい」と云ひ、慈信房の異安心問題のときにも、親鸞は偏頗のあるものと云ふことを聞きましたから、力を盡して「唯信鈔、後世物語、自力他力の文意、二河譬喩など書いて、方々の人々にも送りました」と云ひ一念多念の問題に就きても「そのやうは唯信鈔に詳しく候」とある消息などを見ても、如何に親鸞が先輩の書物を門弟に勧めたか、何はれる。また高田本山には當時門弟に與へたる唯信鈔、後世物語、二河譬喩、自力他力などの眞筆も澤山に保管して居るから、この事實を裏書することが出来る。

また唯信鈔の引文には、康元二歳正月二十七日文意を書いて釋覺然に授與し、一念多念分別事の引文には康元二歳二月十七日文意を書いて釋顯智に授與して居るから、愈々以て先輩の書を尊崇せられて居たことを、明瞭に知ること



が出来る。

また法然の言行録である西方指南鈔六卷は、奥書に康元元年十月親鸞八十四歳書之とあり、更に朱書して康元二年正月一日及二日愚禿親鸞八十五歳校了とあるので、云何に親鸞の晩年に至つて、勢力絶倫であつたことを知ると同時に、法然と親鸞との關係を知る、根本資料と云はねばならぬ、その内容は

- 一、法然聖人御說法事。二、三經大意。三、公胤僧正夢記。四、聖人御在生の日記。五、法然聖人御夢想記。六、念佛不審の事。七、法然聖人臨終行儀。八、聖人の御事、あまた人々夢にみたまつりける事。九、七箇條起請文。十、起請後二箇條事。十一、源空聖人私日記。十二、往生の三機。十三、鎌倉の二品比丘尼、聖人の御もとへ、念佛の功德をたづね中されけるに御返事。十四、或人云阿彌陀佛の慈悲名號、餘佛に勝、并に本願の體用の事。十五、大胡の太郎實秀が妻のもとに遣はす御返事。十六、大胡太郎實秀へ遣はす御返事。十七、正如房へ遣はす御文。十八、越中國光明房へ遣はす御返事。十九、基親取信信本願之文。二十、兵部卿三位のもとより、聖人の御房へまいらせらるゝ文按及聖人の御返事。二十一、或人念佛の不審聖人に奉問次第。二十二、淨土宗大意。二十三、四種往生の事。二十四、念佛大意。二十五、九條殿北政所御返事。二十六、熊谷入道へ遣はす御返事。二十七、念佛問答十三條。二十八、津戸三郎入道殿へ遣はす御返事。以上。

この眞筆本は親鸞より眞佛へ授與したものであるが、高田本山には前記の外に、覺信の傳持本や、徳治三年二月中旬顯智の書寫した六卷本もあるので、云何に門弟等に讀書せられたかを知ることが出来る。この西方指南鈔は寛文元年刊行せられ、天和二年元祿八年にも重校再刊して居るので、高田派では古くから流行して居たのであるが、本願寺

派の學者は多少疑問の眼を以て見て居たが、近時高田本山が眞筆本を公開したので、かゝる疑問は氷解されたのである。

其他法然の三部經大意は、正嘉二年八月十八日親鸞書寫し慶信に授與し、法然の消息一通は、建長八年五月二十三日親鸞書寫し慶信に授與し、彌陀經義集は覺然、これを傳授し、更に法然の選擇集は、彼の選擇相傳の眞影と共に眞佛顯智等の門弟これを相傳し、また法然の傳法繪詞は永仁四年十二月顯智が書寫して居る、これ等の古文書は高田本山に現存して居るので、またもつて、親鸞の教化が法然の思想を中心として居たことを知ることが出来る。

かゝる意味に於て高田派の教學は、親鸞の宗教は法然を中心とする淨土宗の一派であるとして居る形跡がある、戰國時代に淨土宗下野流と公稱した如き、本願寺教學には曾て見ない現象である。

### 一、異流の人々義をかへて

法然の教化を蒙つた人々の中で、法然の死後に各種の異流が出来たのである、その重なるものは、一聖光房辯阿の鎮西流、二善慧房證空の西山流、三覺明房長西の九品寺流、四皆空房隆覺の長樂寺流、五成覺房幸西の一念義などである。これ等の流義の主張する所は、法然の淨土教は一向專修の念佛のみで往生し得るは勿論なれども、また叡山や奈良の佛教で修行した行業も、廻向すれば往生の業因となる、或は念佛の行業を以て、叡山の修行と同一資格と見たのである、要するに叡山佛教と調和した思想であると云ひ得る、これ等の異義に對して、親鸞は門弟に訓示した消息に「法然上人の御弟子のなかにも、われはゆるしき學生なむとおもひたる人々も、このよにはみなやう／＼に法文を



いひかへて、身も惑ひ、人をも惑はしあふて居る様である、淺間しきことである、京にも多く惑ひ合ふて居る様であるから、田舎は尙更のことであらう」と、學問のあつた門弟には、色々と法門上の義理を言ひ變へた人々が澤山あるから、迷ふ勿れと訓誡して居る。

全體法然の淨土教は、一向專修の念佛義である、叡山や奈良の佛教徒が修行して居る諸行は、現代の社會ではダメである、これ等の諸行では佛になることは出来ぬと主張したのである、若し教義上より批判すれば、釋迦教と彌陀教との衝突である、されば當時佛教の大勢力であつた、比叡山や南都興福寺の學徒から、異端邪説として非議されたのも、各自の信仰を中心とすれば當然の問題と云はねばならぬ、されば天皇皇后公卿百官より活ける如來の如くに、歸依渴仰された法然を流罪の嚴罰に處せんと訴へたのも、無理からぬことである。

法然は承元元年三月十六日七十五歳の老齡を以て流罪の身となつて、小松谷の草庵を出立の砌、離別に來た門侶に對して、一向專修の念佛義を説法したのである、そのとき西阿と云ふ弟子が、非常に心配して法然に向つて、一向專修の義は中央政府から停止になつて居るから、この話だけは、中止しては如何と進言した、時に法然は顔色を變へて曰く、我れ頭を截られても、これを止めることは出来ないと謂ふて、元氣よく念佛を唱へつゝ、旅立ちしたのである、この史實は法然の常隨の弟子勢觀房の一期物語に載せてある、この史實に依つて見ても、法然の態度と弟子の或るものゝ心中を知ることが出来る。

弟子の西阿が一向專修の念佛を師法然に、遠慮して戴きたいと進言した處に意味がある、彼れ等は云何に叡山佛教の抗議を心配して居たかゞ彷彿として眼前に視える様な心地がする、これが淨土異流の鎮西派や西山派等の教系が出

來た根本原因であらう。

法然の流罪は五年目に許され、八十歳の春を迎へて、正月二十五日入寂したのであるが、專修念佛の停止はこれですつぱり休むだものでもない、法然の死後十六年目の嘉祿三年六月には、叡山の惡僧等に依て、法然の墳墓は破却され遺骸は掘り出され、專修念佛の張本人であつた隆寛や空阿、さては成覺なんどの人々が、遠流に處せられたこともあつた、これ等の問題も要するに、叡山佛教の諸行を廢して一向專修の念佛を主張したのが主なる原因であつた、選擇集を非議した桐尾の明恵や榎並の定照、さては南都の解脫なんかの學者も、法然が諸行を廢して一向專修を主張したのが問題となつて居る、この時代思潮を目標した鎮西の聖光や西山の證空等が諸行往生を許したり、諸行も念佛の功德と認めて勸進したのも、また時代思潮の影響かと思ふ、この宗教事情を目標しつゝ獨り法然の眞精神を徹底的に傳へたのは親鸞である、而も親鸞が東北教化を企てたのも、社會相より考察して意義のあつたことである。

### 三、北越の一念義と親鸞

法然と親鸞とは前二項に述べた様な關係であるが、淨土宗系の人々は頭から問題にして居ない、これは淨土宗系の法然傳には一二の著作を除くの外は、親鸞と法然との關係は少しも書いて無い、書いて無いのみならず、鎮西流の學者は親鸞を以て北越に流行した、一念邪義の系統であると考へて居るから、研究を要する次第である。北越に流行した一念の邪義とは、

一、彌陀の本願を信ずるものは、五逆を犯すも懼るゝことなし、欲する儘に惡事をなすも可なり、



一、袈裟を着用する必要なし、

一、姪欲と肉食とは勝手たるべし、

一、法然の日課念佛七萬は方便である、實義は彌陀の本願を信する、信の一念で往生の業因は満足するから、其已後の念佛は唱ふる必要なし、

一、この義は法然の實義であつて、利根の人五人に授かつた法門で我れもその一人である、

かゝる主張を聞いた、法然門下の光明房は非常に驚いて、承元三年の夏の比、消息を以て法然に可否を尋ねたので、同年六月十九日附で配所より、これは邪義であるから信じてはならぬ旨の消息を下したのである。この消息は漢語燈錄第十卷に詳しく載せてあるが、鎮西の派祖聖光房辯阿の書いた、念佛名義集には更に附加して

爰に上人配流の後成覺房の弟子善心房（親鸞のこと）と云へる僧越後國にてもつはらこの一念義をたてけるを、光明房と云へるもの、上人に消息を以て尋ねける

と前書して更に詳述して居る、これが淨土宗から親鸞を廢師自立だと主張する根本原因である。

この問題に就きて、寶曆明和頃に高田の學匠、駿河の惠海は其著西方合契に力を盡して會通して居る、その要旨は親鸞が書寫した西方指南鈔に、兵部卿基親の消息と光明房への消息とを載せ、親鸞自註を加へて「これは越中國に光明房と申すひじり、成覺房が弟子等、一念の義をたて、念佛の數邊をとどめむと申して、消息をもてわざと申候、御返事を取りて、國の人々にみせむとて申候あひだ、かたのごとくの御返事候き」と云ふて居る、若し事實上親鸞が幸西一派の弟子であつたならば、こんな自註は加へぬ筈である。また「一念ばかりにて往生すと云ふて、多念の念佛は

往生に必要ないと申したることは、ゆめ／＼あるまじきことなり」と親鸞の消息中にも度々誡めて居ると云ふ立場から批評して居る、また教義に就きても幸西の一念義を淨土源流章に依つて詳述し、親鸞の教義と比較研究しその相違を的示し、正々堂々數十紙を費して論じて居る。

然るに同じく一念の邪義とは云へども、幸西の一念義と北越に流行した造惡を許す一念義とは、大に相違ある様である、後者の一念義には色々の種類がある、相續開會の一念義などの説は、念と云ふ字は人二りの心とよむなり、一と云ふはひとつと讀むなり、されば一念とは人二たりが心をつつにするなり、されば男女二人寄合ひて、我も人も二人が心よからんとき、一たび一聲南無阿彌陀佛と申すのが一念の極意であると申して居る、實に笑ふ様な話であるが、この説は眞言立川流と合致して、關東地方にも行はれた様である、彼の善鸞の異安心もこんな説が含むで居たかも知らぬ、破邪顯正鈔の中にも「念佛勤行のついでに、佛前にして親子の儀をも存ぜず、自他の妻をいはず、たがひにこれを許しもちゐるよしのこと」と云ふ記事がある、これ等の思想は親鸞の高弟高田の眞佛等が極力排斥して居るので親鸞の教系には一念の邪義に關する様な思想は毛頭もない。



## 第二章 親鸞教義の思想概論

### 一、教行信證の著作

親鸞と法然との安心は一器の水を一器に移すが如く、尠少の相違も無かつたことは既に述べた次第である。然るに時代の推移と共に一向専修の念佛義は異流まぢくに分れ混沌たる思想状態となつた、關東の田舎に教化を布いて居た親鸞はこの時代思想の傾向を目標しつゝ信念愈々増長し、在りし昔の師法然の教化を思ひ浮べては悲喜の涙に咽んだのである、薬師寺の経藏や足利文庫などで佛教經典を繕く毎に、佛教の根本精神は我れ等を救済せんが爲めの善巧方便であることを徹底的に識讀したのである、かゝる意味に於て教行信證六卷は著作せられたのである、高田の史傳に「四十八歳の夏頃より書き始め、五十二歳元仁元年正月十五日より稻田に於て書き揃へ、一部六卷の清書を終つたのは五十六歳の秋である」とあれば、教行信證の著作は親鸞の五十有餘歳、正に思想圓熟の時代であつた。

この教行信證の思想は往相還相の二回向―換言すれば現實の世界より眞理の世界へ往く状態と、眞理の世界より現實の世界へ還る状態―の教旨に依つて、阿彌陀佛の人類教化の方法を示したものである。更に詳言すれば阿彌陀佛は人類救済の爲めに、印度に釋迦と云ふ人格に依つて出現し、八萬四千の法門たる各種の佛教經典を説いたけれども―還相の説法―終局の目的は阿彌陀佛を基本とする純他力教に導かんが爲めの善巧方便である。されば自己を自覺し宗教的信念を求めんとするものは、絶對他力の教に信順し、眞理の世界へ赴くべく―往相の相狀―信念を發起せねばな

らぬ、この哲理を南無阿彌陀佛の六字名號に依つて實踐したのが信心と念佛である。されば信心も念佛も南無阿彌陀佛と云ふ同一原理から流れ出て居るから、信心爲本が即ち念佛爲本である、この意味に於て師法然より面授口決を得て居る一向専修の念佛は、佛教の大系より考察して絶對不二の宗教であると讃仰したのみで、安心上には何等の異説も無さう。

然るに教行信證の内容は、教、行、信、證、眞佛土、化身土の六卷に分ち、淨土の三部經と七祖の釋義とを經緯とし、更に大乘經典特に華嚴涅槃の思想の上に支那諸大徳の釋義を引證し、三經三願三機三往生の分類を以て信仰の過程を批判し、二雙四重の教判を以て佛教思想を分類し、以て淨土教を組織大成したものであるから、眞宗の學徒は立教開宗を宣明したる古今第一書と判定したるも無理からぬことである。されど思想の内容は彼の華嚴の鳳潭の如き高邁の學者でも、捕捉することが出来ぬだけ、夫れだけ面授口決を得なければその概要を知ることが困難である。高田派の古記に「親鸞五十八歳寛喜二年四月五日、下野國高田の御自作御自畫の影前に於て弟子眞佛に對して教行信證十箇條口決を授く」とあれば、著作當時から口決傳授の書となつて居たのである、その十二箇條とは

眞の方面には、第十八願、三信一心問答、正定聚の機、雜思議往生  
假の方面には、

一、第十九願、大觀の三信一異問答、邪定聚の機、雙樹林下往生  
二、第二十願、大觀小の三信一異問答、不定聚の機、雜思往生

である。現流の十二條口決本には各項の内容を紙數凡五十頁に涉つて詳述し、終りに師範親鸞眞菩薩五十八歳



佛口訣相傳二十二歳ノトキニテアリキ、南無阿彌陀佛、寛喜二年四月上旬第五日同年五月功畢眞佛記之とあり。親鸞の眞筆本は建長八年冬の頃眞佛顯智に授けて附法相承の契印とした由緒あるもの、高田派の歴代宗主に依りて相傳され現に保管して居る。明治四十五年校訂刊行して世に公にした。

## 二、現世的方面に力説す

法然の門に入つて宗教問題を聴聞して居た人々は、信だとか行だとかの話は餘りに問題として居なかつた様である。たゞ口に南無阿彌陀佛を唱ふるのが専要であつた、毎日座つて念佛を唱へて居たのである、衣食住は念佛の助業なりと云ふて、生活問題なんかテンデ問題とならぬ、南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛で、念佛唱へることが中心問題であつた、そこで日課何萬と云ふことが問題になつて来る、行住座臥念佛である、明けても昏れても念佛である、實に念佛は事實上極樂參りの根本原因の様に考へられた。然るに親鸞の勧め方は、法然の勧めた念佛は信の一念の口に顯はれたもので、信心と念佛とは同一資格のものであるから、何邊唱へても唱へた數は問題にならぬ、死んで極樂淨土へ參るのも南無阿彌陀佛のイワレを聞いて信する信の一念で決定するので、念佛唱へた數には關係が無い、唱へる念佛は信心の顯はれで如實修行であるから報謝の念佛とも名けらる。

同じく念佛を唱へても唱へる念佛の功德利益を認める様にすれば、一口でも多く申さねばならぬ、觀無量壽經の九品淨土の文句を文句通りに讀むだものは、念佛の多少で淨土の座席が違ふ様に思ふたのである、叡山佛教の自力修行で佛に成ると考へて居た人なら、左様に考へるも無理も無い、そこで法然の門下には厭離穢土欣求淨土の臨終來迎を

希望する様になつて來た。

勿論法然にはこんな考へは毛頭も無い様であるが、異流の人々が筒様に考へたのである、來迎引接の曼陀羅なんかの圖が流行して、死んで行く人を二十五菩薩が迎へに來ると云ふ信仰となつたのである。親鸞は興福寺奏狀や摧邪論に評擧してある通りに法然の攝取不捨曼陀羅の信仰で、信心を得た現在の我が身に攝取不捨の利益に預かるものと信じて居たので、信心已後の生活と死んで淨土に參ると餘りに變りも無い、未來は現在生活の延長されて佛陀と云ふ資格を得るに過ぎ無い、そこで死んで行く先きなんかテンデ問題でない、私が死んだら賀茂川へ入れて魚に與ふべしと云ふ信念である、極樂淨土の光景なんか餘りに説かない、常に抽象的言葉を用ひ、涅槃界とか安養界とか無爲とか法性とか云ふて居る、中將姫の描いた觀經曼陀羅は結構な繪相であるが、あれは方便化土で吾等の參る淨土とは違つて居るといふ信念である。

信仰を得て念佛唱へて居るものは何人でも現在の生活の上に正定聚不退の位を得、廣大無邊の大利益を得るのである。この正定聚不退位とは佛教大系上で批判すれば、佛道修行者の第一目的として到達せねばならぬ地位で、龍樹菩薩の如き修行者が得た位である。更に一步進んで補處の彌勒と同じく、諸佛と等しい同朋とも云ひ得る、されば釋尊は我が親友であると大無量壽經や華嚴經には説いて居る、何んと幸福な身でないか、これが阿彌陀佛を信じた攝取不捨の利益である。

筒様な主義主張は親鸞の著作中、各方面に述べてある、最も宣明に書いてあるのが門弟に與へた消息である、勿論消息は門弟の質疑に對する答辨書であるから各方面の教義問題に涉つて居るが、親鸞の滅後、直弟顯智が左の五通だ



け選んで相傳の書としたのは、教化の根本義か現世的方面に力説されて居る有力なる證據である。その五通とは、

- 一、攝取不捨の事
- 一、佛智不思議と信すべき事
- 一、誓願名號同一の事
- 一、如來と等しと云ふ事
- 一、諸佛等々と云ふ事

である、第一通は十月六日眞佛房へ宛てたもので、釋迦彌陀二尊の御計に依つて信心を得て攝取不捨の利益に預かり、正定聚不退の位に住するのであると説いたのである。第二通は五月五日淨信房へ宛てたもので、一念發起の信心も他力より發起するものなれば、たゞ佛智不思議と信するのみであると説いたのである。第三通は五月五日教養房へ宛てたもので、誓願も名號も不思議と信するのみであると説いたのである。第四通は十月二十八日淨信房へ宛たもので、信心を得た人は彌勒と等しく、如來と等しいと説いたのである。第五通は二月二十五日同じく淨信房へ宛たものであつて、如來の誓願を信する心の定まるとき、攝取不捨の利益にあずかるが故に、不退位、正定聚、彌勒と等しく、如來と等しいから、十方恒沙の諸佛が現在の念佛者を護念すると云ふことを説いたのである。

この五通の消息は徳治三年正月二十七日顯智これを書寫し宗意安心の口決書としたのであるが、明應八年七月七日中興眞惠も書寫して秀蓮にこれを與へ、また永祿十三年十二月一日眞智もこれを書寫し門弟に與へて居る、その奥書に右此五卷者深甚之玄鏡、卒爾無題華點、今一流了然十一代無相違弟子念蓮授與之畢とある、これ等の古文書

を見ても高田思想に於て、現世的方面に力説した五通の消息が尊重せられて居たことを知ることが出来る。

### 三、聖德太子を理想とす

もう一つ思想上に特色がある、これは聖德太子を理想として追慕したことである。太子は日本佛教の開拓者であるから各宗各派の祖師何れも崇敬して居るが、特に親鸞が理想の先覺者として崇めたことは深く注意せねばならぬ。

親鸞と太子との關係は神秘的な事實で着色されて居る、高田の所傳に建久二年親鸞十九歳のとき、大和法隆寺に詣で更に河内磯長の太子廟へ參籠し、我三尊化塵沙界、日域大乘相應地、諦聽諦聽我教令、汝命根應十餘歲、命終速入清淨土、善信善信眞菩薩とある靈告を得たのが信仰轉回の一動機と傳へらる、而して二十九歳の春、六角堂の觀音へ百日の祈願をこめ、聖德太子示現の文が因縁となつて法然の門に入つたのである。

聖德太子は觀音の化身であると云ふ信仰は、在世の當時から既に百濟國の阿佐太子や日羅などから宣傳せられたのである、この信仰が更に向上して日本淨土教の先達となり、西方淨土より來現したものとなつたのは平安朝より鎌倉時代である、その思想の根基は磯長太子廟窟の二十句偈文である。

大慈大悲、本誓願　　愍念衆生如一子  
是故方便從西方　　誕生片州興正法  
我身救世觀世音　　定慧契女大勢至  
生育我身大悲母　　西方教主彌陀尊



眞如眞實本一體 一體現三同一身  
 片域化縁亦己盡 還歸西方我淨土  
 爲度末世諸衆生 父母所生血肉身  
 遺留勝地此廟窟 三骨一廟三尊位  
 過去七佛法輪處 大乘相應功德地  
 一度參詣離惡趣 決定往生極樂界

この偈文は親鸞も餘程共鳴したものと見え、建長七年十一月晦日に製作した皇太子奉讃七十五首の尾にも、また正嘉元年五月十一日書寫した上宮太子御記の尾にも全文が書き載せてある。この偈文の彌陀觀音大勢至の三尊觀を基本とする太子觀が、親鸞の理想的信念となつて顯はれたのである、また太子が在俗の儘で大乗佛教を弘めた形式は親鸞の胸中に活躍として私淑されたのである。されば東北教化を企て、十數年間滞在して居た稻田の草庵には太子を本尊として安置し「和國の教主聖德皇、廣大恩德謝しがたし、一心に歸命したてまつり、奉讃不退ならしめよ」と讃仰したのである。

原始教團に太子の像が安置せられた事實は現今各地より發見せられ殆んど疑ふ餘地もない、三河門徒の發祥地である矢作の柳堂と名くる太子堂は特別建造物に指定され、伊勢三日市にも太子寺があり、關東二十四輩を始め各地の遺跡地には、鎌倉時代より足利の初期に渉る太子の木像や繪傳が發見せられ國寶に指定せられて居るものも二三種ある、また親鸞滅後盛んに流行した光明本尊の繪畫中にも太子の像が描かれて居る。

光明本尊とは印度支那日本の淨土教弘傳に關係した人々の眞像を描いたものである、構圖の旨趣は聖德太子を觀音の化現であると云ふ信仰に依つて、親鸞の三尊觀を表現したものである様に考へられる。光明本尊の原始的のものは高田派末寺三河妙源寺所藏のもので、讃銘の如きは親鸞の眞筆だと拜見する學者もある、八祖十祖の御影と九字名號との三軸に分たる、中央の尊號は南無不可思議光如來の九字で蓮華の座がある、紺紙の上に金泥で書いてある、文字の間から光明が放たれ上下に讃銘がある、上段には大無量壽經十八願文と其佛本願力以下の四句及び必得超絶去以下の八句、下段には和朝釋親鸞正信偈曰として本願名號正定業以下二十句が書いてある。

十祖の御影には下段に勢至菩薩が中心となつて、龍樹と天親との三菩薩の眞像が描かれ、その上に慈愍三藏、曇鸞和尚、道綽禪師、善導和尚、懷感禪師、少康法師、法照禪師の七祖が描かれ、上下に讃銘がある、下段には無量壽經優婆提舍願生偈、婆敷般豆菩薩曰世尊我一心以下廣大無邊際までの句と、又曰觀佛本願力以下の四句、上段には齊朝曇鸞和尚として迦才の淨土論の偈文を抄出し、次に善導和尚の言南無者以下必得往生までの四句が書いてある。

次に八祖の御影には下段に聖德太子を中心として、その關係眷屬である惠慈法師、蘇我大臣、博士學僧、小野妹子大臣を描き、その上に惠信和尚、その上に源空上人その左右に法印聖覺と信空法師を描き、源空上人の右の隅に親鸞法師の眞影が稍小さく描かれてある、而して上段には選擇本願念佛集曰として南無阿彌陀佛往生之業念佛爲本、夫速欲離生死以下信爲能入までの句が書いてある、その圖中に皇太子聖德御銘文として御縁起曰、百濟國聖明王太子阿佐禮曰、敬禮救世大悲觀音菩薩、妙教流通東方日本國、四十九歲傳燈演說。新羅國聖人日羅禮曰、敬禮救世觀音大菩薩、傳燈東方粟散王の句が書いてある。この光明本の讃銘は高田本山に保管する正嘉二年六月二十八日、親鸞八十六



歳選述の尊號眞像銘文に全部標舉され略解されて居るから、親鸞の思想を表現したものと見なければならぬ、八祖の御影中聖徳太子を描いたのは讚銘に依つて観音を表現したもので十祖の御影に勢至が描かれ、中央に彌陀の名號があつて、彌陀觀音大勢至の三尊思想が顯はれて居る。これ等の資料に依つて見ても、聖徳太子を崇敬する所以は、太子廟窟二十句の三尊觀が基本になつて居ることを知る、かゝる意味に於て親鸞が十九歳和州磯長の太子廟窟に於て靈告を得た、我三尊化塵沙界等の六句偈文は、眞宗思想に重大なる影響がある様に思ふ、高田派に於て古來秘傳と稱してこの六句偈文を重要視したのもまたこの意味があつたのである。

### 第三章 戒律思想と念佛

#### 一、法然は開放主義なり

佛教は戒定慧の三學に依つて成立するものとすれば、戒學の一つが缺けば佛教とは謂ひ得ぬ。戒には五戒十戒二百五十戒等の條目があつて、僧侶の日常生活の行爲を詳細に規して居る、これ等の條目中婦人に關する事件が一番に問題にされて居る、佛道修行には婦人は禁物である。我朝平安の初期傳教弘法に依つて開宗された比叡や高野の靈場に女人禁制堂が建てられ、婦人の結界内に入ることを禁止されたのも、戒律思想に基いた施設である、かくして僧侶の人格も向上し、社會の人々より歸依渴仰せらるゝ様になつたのである。

然るに平安朝の末期より鎌倉の初期に至る時代には、社會の風俗輕靡に流れ従つて僧風も紊亂し無住國師の所謂

「後白河の法皇はかくすは上人、せぬは佛と仰せられけるとかや、此聖はかくすまでもなかりけり、今の世にはかくす上人猶少く、せぬ佛はいよく稀なりけり」と云ふ識者の批難を耳にする様になつた、されどこれ等は沙彌入道の世捨て人を冷笑した言葉であつて、南都北嶺の學生には持律堅固の比丘あつて佛教々團を維持し、日本思想界の大勢力を保持して居たのである。また一般社會の人も僧侶は持律堅固の生活が根本義である様に思惟して居たのである、かく習慣付けられたる社會風潮に對して、法然は戒律修行を以て佛教の根本精神であるとは説かない、持戒の人も破戒の人も善人も惡人も、たゞ念佛さへ唱ふれば極樂往生が出来ると云ふ教化であるから、佛教戒律の中心問題たる性に關する婦人問題なんかテンデ問題とならぬ、和語燈錄にこの事を記して

現世の過ぐべき様は、念佛申されん様に過ぐべし、念佛の妨と成りぬれば、何なりともよろず厭ひ捨て是を止むべし、

云く聖で申されずば妻を儲て申すべし、妻を儲て申されずば聖で申すべし、住所にして申されずば流行して申すべし、流行して申されずば家に居て申すべし、自力の衣食にて申されずば他人に助けられて申すべし、他人に助けられて申されずば自力の衣食にて申すべし、一人にて申されずば同朋と共に申すべし、共行して申されずば一人籠り居て申すべし、

と云ひ、また肉食に關して

魚食ふもの往生せんには無ぞせんずる、魚くはぬものせんには猿ぞせんずる、食ふにもよらず食はぬにもよらず、たゞ念佛申すもの往生するぞ、源空はしりたるぞ



と云ふ教化を讀むで見ても、戒律萬能の宗教に對して猛火の如く燃へ上る新興の宗教が社會人心に一大衝動を與へたことを知る、されば愚管抄に當時余佛流布の状況を記して「この行者に成りぬれば女犯を好むも、魚鳥を食も阿彌陀佛はすこしもとがめ給はず、一向専修に入り念佛ばかり信じつれば、一定最後はむかへ給へるぞと言ふて、京田舎さながらこの様になりける」と記載したのも事實に近い評であると考へられる。この自由開放主義は佛説の所謂末法觀と他力救済の本義に基き教理的解釋の教化であるが、誤解されたる門弟には修身道德の方面に性の開放を遂げんとする不品行の行爲を放てするものあるに至つて、法然も相當に心痛したらしい、彼の住蓮安樂の死罪に處せられた動機も高田本山に保管して居る、永仁四年十二月二十六日顯智の書寫した法然上人傳法繪には、法皇の熊野詣での留守中に、宮女に種々不思議のことどもをなしたのが最大原因である様に記載されて居る、これ等のことも或は事實であつたとも見らるゝ。されど法然の自由主義は女犯開放の性的主義でないことは、元久元年十一月七日七ヶ條停止の起請文に無戒破戒を停止して居るので明確に知ることが出来る。

## 一、親鸞の理想的生活

法然の門下には無戒破戒の自由開放主義が行はれた事實があるにしても、法然自身の日常生活は妻も持たねば無論子息も無い、所謂童酒山門に入るを許さずで、毎日比丘二百五十の戒律は嚴重に守つて犯さない、日課念佛は五萬六萬と唱へて居る、而も觀經の日觀や水觀が心に浮んだと云ひ、九條關白は身より光明を放つを見たと言ふ、恰も生身の如來の來現した様に萬人歸依渴仰の對象となつたのである。往生の業には受戒持律の必要は認めないけれども、一心

金剛の戒師として天皇皇后公卿百官に受戒の式が行はれて居る、かゝる法然の教化と實踐とに一大矛盾のあるのは疑ひを懐かざるを得ない、九條關白兼實公は眞面目の念佛行者である、その生活状態は師法然とテンド比較にならぬ、この疑問を解決する爲めに法然の懇望に依つて、親鸞が九條關白の娘と結婚したと云ふのが親鸞聖人御因縁と題する史傳に記載された説である、而も親鸞の宗教學的解釋の基礎となつて居るのが、建仁元年四月五日夜寅時、六角堂の救世菩薩、聖僧の形で白衲の袈裟を着け、廣大の白蓮華に端坐して親鸞に告げたと云ふ四句の偈文である、その偈文は

行者宿報設女犯 我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴 臨終引導生極樂

である、この偈文は觀音の救済觀を表現したものであるが後年親鸞夢想記と名けて自から書寫し「行者シウホウニシテ、タトヒ女ボムストモ、ワレ玉女ノ身トナリテ、犯セラレン、一生ノアヒタ、ヨク莊嚴シテ、臨終引導シテ極樂ニ生セシム」と訓點を施こして眞佛顯智も相傳したものである、高田本山には眞佛の眞筆本も保管せられ三重口決として、第一重時機相應、是如來懸記也。第二重女人往生勸發、是大悲深奥也。第三重唯授一人口決、是宗風興起也。更に宗風興起の内容を第一聖僧傳、第二白衲白衣傳、第三宿報傳、第四玉女傳の四項に分ち宗風興起の表示を詳細に解釋して居る、されど設女犯とは假設の辭で決定的の言葉でない、これが徳川時代に高田戒律思想を主張する一理由となつたのである。

親鸞の妻帯問題に就きては古來神秘的な傳説で着色されて居るが、大正十年頃西本願寺寶庫の惠信文書が公開され妻子に關する史實が明瞭となつた、この文書に依ると建暦元年三月三日信蓮房と云ふ男子が生れて居るから、流罪勅



免のとき既に妻子眷屬があつたことは明瞭となつた、建保二年四十二歳のとき武藏と上野との國境である佐貫と云ふ處で四歳の信運房を連れて滞在して居り、これより常陸へ赴いた様である、常陸では小島下妻に居た様であるが、その頃小黒女房とか益方などの小供が生れた、元仁元年は季女彌女が生れたのである丁度教行信證著作の時代であつた、また寛喜三年頃はまた關東に居た様であるが、この頃彌女は八歳で親鸞は五十九歳、惠信尼は五十歳である、斯様に親鸞は關東二十有年間の教化は妻子眷屬同様して居たのであるが、六十有餘歳に至つて妻子と離別して飄然京都に還り、隱遁的獨身生活の身となり筆硯に親しみ餘生を送つたのである、而も關東の教團は實子善覺等の異安心問題に依つて道德的行爲は無視せられ教團は動搖を來したのである、これに依つて屢々消息を認めて念佛行者の日常生活の行爲として、五倫五常の道德的行爲を實踐する様に訓誡したのである、これが十七箇條の禁制として公布せらるゝ様になつた、その十七條禁制中に

- 一、念佛集會の日には魚鳥を食すべからず
- 一、念佛動行の日には男女同座すべからず
- 一、あきないをせんに虚妄をいたし、一錢の錢たりともすこしてとるべからず
- 一、他人の妻を犯すべからず
- 一、念佛者は盗み博奕すべからず

と云ふ條目もあつて五戒に類似した法の制裁も出來たのである。また肉食に就ても高田本山に淨肉不淨肉に關する一紙の眞筆がある、その全文に「人、蛇、象、馬、獅子、狗、猪、狐、獼猴、驢の十種は不淨肉であり、其他の肉でも、

我が前にて殺したるもの、我が食事の爲めに殺したることを聞いたもの、我が爲めに殺したりや否やの疑問あるものは不淨肉である」と書いてあるから、肉食するにも佛教の通規に依つて多少の制裁は加へたのである。

また建長八年八十四歳の五月には實子善覺の異安心問題で父子義絶の宣告を與へ、この時代に書寫した西方指南鈔には基親卿の文案である、念佛者女犯は、かかるべからずと云々の法然の返事に「本願を信するもの破戒も省みるべからずよしの事、これまた問はせ給ふにも及ぶ可からざる事か、附佛法の外道、外に求むべからず云々」の消息を載せ、この指南鈔を眞佛顯智に授與した親鸞の意志は那邊にあつたであらうか、かゝる資料に依つて考察しても晩年に及んで理想的獨身生活を實行し、多少の戒律思想を鼓吹せられた様に思はるゝ、されば眞佛顯智の二聖は終身無妻で而も戒律を嚴守して居たことも、親鸞の理想的教化に基づく行爲であつたとも思惟することが出来る。

### 二、徳川時代の戒律思想

親鸞の戒律思想は徳川時代の中葉、寶曆明和より文化文政に至る凡そ七十有餘年第十八世圓遵に依つて盛んに鼓吹せられたのである、これは眞宗各派に殆んど例の無い現象である、圓遵の著作高田三祖傳はこの思想の宣傳書とも云ふべきものである、要旨は第一祖親鸞は九條關白の疑懼を懐くが爲めに師法然の懇望に依り、凡夫往生の先達として假りに妻帯の身となつたけれども、第二祖眞佛第三祖顯智の兩名は、戒律を嚴持し纖毫も犯さざる史實を考證し、高田戒律の依つて來る所以を述べたのである。勿論この時代には徳川の加護に依り教界の大勢力を有する淨土宗の學徒より、眞宗の破戒無戒を非難した時代思潮にも多少の影響する所あるも、その思想の根源は眞宗原始教團の復古主義



に基くのであつた、この三祖傳は光格天皇寂覽ありて橘香合を下賜せられたと云ふことで、この書の思想は一時盛んに勃興したのである、而も自から肉食を斷ち念佛三昧の日常生活であつたので、放逸無慚の徒は面目を一新し宗風頓に改まつた、また斷肉に關する消息を公布して門徒を教誡したのである。

それ當流のこゝろは無戒にして罪根の深きをもゑらばず、多聞にして淨戒を持てるをみきはらず、出家は出家ながら在家は在家ながら、たゞその身のまゝにて念佛すれば往生するぞと思定むる一念の信心獲得する時節を往生とこゝろうるなり、その外に別に煩はしき仔細なし。

然るに近世二類の惑者あることを聞く、その一類の如きは帶室食肉を以て一流の通儀として、たゞ慚愧ある人を見ては雜善の人と云ひ、弘願の大悲に戻ると罵しる、嗚呼これ何ぞ無慚愧の甚しき、それ戒は佛法の大地なり何れの宗かこれを忽にせん、しかるに在家往生の疑を解かんが爲めに、弘願の普益をあらはして在家に示回すと雖も、なんぞ弘願をして狭く淨土の人を簡び捨しめんや、弘願をたのみとして放逸をなす、これ痛むべきの至りならずや。

又その一類の如きは持戒清淨にして三業の過失を慎しむにあらずんば、たとひ念佛すとも如來のいかでか迎へ給ふべきと思へり、これまた本願の深意を知らず、自力の迷執にかゝはされて身を本願にまかせかね、吾機を頼みわが計ひを以て本願の外なる身となるものなり、あに憫れむべきの至りならずや。

開山聖人の和讃に彌陀の報土をねかふひと、外儀のすがたはことなりと、本願名等信受して寤寐にわするゝことなかれとの給へり、然れば往生の安心は強ちに在家出家の行狀によるべからず、こゝを以て面授三傑の中にも、眞佛

顯智の兩上人は持戒精嚴にして、また專空上人は開山聖人の迹に倣ふて在家に示回し給へり、これその行狀苟然にあらずして益物各々その宜しきをえ給へり、然るに今時世澆季に屬し緇素放逸を競ひ咎を宗門に歸せんことを痛むで聊か教勸を述べ、こゝに予が自から肉食を遮するが如きも唯末徒の放逸に陥らんことを恐れて慚愧の一端を示すのみ、敢て賢善精進の相を現するにあらず、一流の道俗よくこの旨趣を受得すべし云云

當時の宗主既に斯の如き思想を持つて居たので、當時の學匠も盛んに戒律思想を鼓吹し、惠辨は海學堂臨終口決に、淨土眞宗三國傳來法系を引證し高田戒律の依つて來る所以を述べ、律院の一字を建立せんことを希望し、眞淳は下野大戒記、下野大戒秘要を刊行し、念佛には戒定慧の三學を具足し圓頓の大戒に契ふ旨を主張し高田傳戒の相承血脉を秘傳するに至り、法定ての説を繼承して盛んに宣傳したのであつた、然るに眞淳の著作中引用の圓通宗主の高田派源論は或は偽作歟の批難ありて、爾後傳戒の説は行はれず暫時にしてこの思想は絶滅したのである。



## 第四章 教團の發祥と其教系

三〇

### 一、一光三尊佛を感得して

親鸞の教化を蒙つた門弟は各地に道場を建て小教團を組織したのである。その道場は今日の人々が考へて居る様な七堂伽藍風の殿堂で無く、草庵の如き小御堂であつた、その本尊に師の眞筆である歸命盡十方無碍光如來とか、南無不可思議光佛とか、南無阿彌陀佛とかの掛軸を安置したのである。高田本山には當時依用の、九字十字六字の名號本尊數軸を蔵して居る。中央に歸命盡十方無碍光如來等の尊號を大書し、上段に十八願文か十七願文かを書き、下段に願生偈の第一偈か、重誓偈の一偈か、又は必得超絶去の句を書き、終りに愚禿親鸞敬信尊號八十三又は八十四歳と奥書してある。これは門弟に與へた名號本尊であるが、關東教化の根據地である常陸の稻田や、下野の高田には聖徳太子の木像や、一光三尊佛の靈像が本尊として安置されたのである。高田の中興眞惠の文明四年に著はした、顯正流義鈔に、

親鸞聖人當流弘通ノ始ハ坂東常陸ノ國笠間稻田ト云處ナリ、彼寺ノ本尊聖徳太子ニマシマスナリ、コレ今ニアリ、流義ノ聖人ステニ太子ヲ本尊トシテ佛法ヲヒロメハジメタマフナリ

また同じく永正御定にも

流祖聖人佛法興隆ノハシメ、ヒタチノ國カサマイナタノ寺ニテハ皇太子ヲ本尊トシテ佛法興行シタマフ。シモツケ

ノ國大内ノ庄高田柳島ニシテハ、一光三尊佛ヲモテ譜法傳授ノ寺ノ本尊トシタマフと詳述してあるので、原始教團の稻田には聖徳太子と、高田には一光三尊佛を本尊として安置せられて居たことを知る。

下野國大内庄高田柳島とは、現今の下野國芳賀郡物部村高田山專修寺の地である、こゝに千古百年の齡を保つ老杉がある、其傍に二三間の小さい山門が建つて居る。古い繪圖に「親鸞聖人御建立」とあり、先年内務省から保存金も下附せられた由緒ある建物である、この山門が高田教團の發祥地を物語る唯一の目標である。この教團の創立に就きて存覺の著はした、親鸞聖人御因縁と題する史書に左の如く記載されて居る。

嘉祿年中聖人五十四歳、天童の告に因つて下野國大内庄に一字を建立し給ふ、又靈夢に因て信州善光寺分身の如來を感得し、此寺に安置し給ふ、後に眞佛に附屬し給へり、高田專修寺是也

寺傳は神秘的な傳説で着色されて居るが、こゝに安置してある一光三尊佛は三國傳來關浮檀金の佛像で世俗に善光寺如來と稱するものこれである、嘉祿元年四月靈夢に依り信濃國善光寺に詣で一光三尊佛を感得し、高田の如來堂に安置したのである。

この善光寺如來に就きて、本願寺依用の正像末和讃の終りに善光寺和讃あり、顯智の問書には善光寺如來の緣起を抄出し、覺如の善信聖人傳繪にも善光寺の本願の御房と云ふ思想が述べてあるから、親鸞と善光寺如來とは思想上に密接なる關係のあることを知る。また善光寺如來も當時代の人々には厚く信仰されて居たものと見え、吾妻鏡には文治三年七月善光寺再建のとき、鎌倉右大将頼朝公は信濃國の庄園、公領を沙汰せる人へ下知狀を下して再建を加勢す



べき命令があり、同時に信濃國目代に遣はされたる奉書も、吾妻鏡に載つて居る。また弘長三年三月十七日最明寺禪室から、信濃國深田郷の水田六町を善光寺金堂不斷經縁に寄進されたこともある、これ等の史實に依つて見ても、當時代には善光寺如來崇敬の觀念、非常に盛んであつたことを想像することが出来る。

また親鸞も十九歳のとき磯長太子の廟に詣で、我三尊化塵沙界、日域大乘相應地と云ふ靈告を得、我國は三尊化導の理想世界であると云ふ、大きな印象を得たのである、この印象が二十九歳六角堂觀音の示現の文となつて、ヤハリの三尊化導の世界となつた、これが具體化せられ、觀音の垂迹である太子の靈告に依つて京都東山の法然に面謁し、淨土他力の教化を蒙つたのである。この法然も本地は勢至菩薩であると信じて居る、而も太子や法然は垂迹の聖者であるから、本師本佛たる一光三尊佛の尊前に跪いたとき、己れ忘れて生身の如來に直面した心地になつて、入正定聚、便同彌勒、諸佛同等の信念が彷彿として眼前に現はれ、知らず／＼心は淨土に住み遊ぶ様な心地になつたのである、有漏の穢身は變らねど、心は淨土に住み遊ぶと帖外和讃に讃述してあるのは、この邊の光景を歌つたものである様に考へらるゝ。

## 二、附法相承の人々

親鸞の信仰は絶對他力教であるから師匠とか弟子とかの區別なく、所謂御同行御同朋主義である。されど而授口訣の人々は道場安置の本尊として、九字十字若くは六字の名號を授與し、更に漢文若くは假名交り文の聖教を書寫し、外題の下に釋何々と法名を記入して授けたのである、この本尊と聖教とを授かつたものが、多く袈裟と衣とを着用毎に門弟同行に披露したのである。

し、小教團を組織し道場を建てたのである。親鸞の消息に笠間の念佛者とか、鹿島行方南庄とか、奥郡におはします同朋とか、常陸下野の念佛者とか云ふ語のあるのは、この小教團を指したものである。

各地の教團は毎月二十五日の法然忌を定例日とし、集會を催し法義を聽聞し、念佛勤行を修したのである。親鸞の歸洛後は教團の人々より多少の志を集め師の老を慰めたこともある。また法門の質疑に對する師の消息は、集會の度に門弟同行に披露したのである。

親鸞の法門を相承した而授口訣の門弟は、親鸞門侶交名牒に記載されて居る、桑子妙源寺所藏の康永三年十月二十七日附の書寫本には直弟三十餘名を擧ぐ、國別するに常陸國に奥郡住の安養入信心信乘信唯信慈善善明唯圓善念の九名、南庄住の乘念證信、北郡住の慶西法善明法、笠間住の實念頼重、鹿島住の順信。下總國に落田住の善性、飯沼又は横會根住の性信、新堤住の信樂、猿島住の常念。下野國に高田住の眞佛覺信慶信、那須住の信願、上野住の尼法師。武藏國に太田住の西念。更に奥州地方には岩代國大網住の如信、會津住の無爲子唯信唯佛、藤田住の本願。陸中國に和賀住の是信、京都に蓮蓮宗綱尊有兼有蓮位賢阿善覺淨信の八名、これに越後國に國府住の覺善等である。この外下野國高田住の顯智、下總國布川住の教念、遠江國池田住の專信等は而授口訣の門弟なれども、眞佛の附弟として列記せられ。また消息に名を載する、有阿彌陀佛、隨信明教護念教忍教養眞淨法信、大部の中太郎、源藤四郎、高田の入道、遠江の尼御前等は有力なる同朋であるけれども、交名牒には記載されて居ない。前記の關東門弟には五六名乃至十數名の末弟があるから、各々小教團を設け、教法宣布の任に當つて居た様である、その中、相當に勢力のあつたものは



奥郡地方には唯圓が居た、唯圓は歎異鈔に關係のある有名なる學者であつた、彼の後に起つた大谷騷動の中心人物である唯善は、唯圓から法門を相傳したのである。奥州路の大綱には血續の人々が居て、慈信如信覺惠覺如の教系が流れ出たのである。

鹿島地方には順信が居た、この順信は順信房信海と云ひ鹿島神官の子息である、下野縁起と題する祖傳も編纂したと傳へる學者であつた、末弟も九名、孫弟も四五名あり、大谷騷動には末弟の導信など相當な地位に居た。

横會根地方には性信が居た、性信は眞佛と併稱する關東に於ける大人物であり、親鸞の歸洛頃は相當の年輩であつた關係上、關東教團に於ける各種の問題には關與して居る、特に鎌倉に於ける念佛停止の問題には随分に骨を折つた様である。また建長八年父子義絶の勘當狀も、最初に性信へ報告があつた、然るに親鸞の入寂頃より已後は文献の徵するものが無いから、消息は不明である、建治六年七月十七日歳八十九で入寂したと傳へて居る。現存する報恩寺所藏の教行信證も、最初運信が相傳してゐたものを、性信の末弟に流傳されたので、その教系は一時盛んであつたことを知る、末弟も十名程列記されて居る、後世木邊派はこの教系に關係のあつた様である。

猿島地方には常念が居た、覺信尼公の祖廟土地寄進狀に最初「さしまのじやうねん」に宛て、田舎の同行に披露を依頼したのであるから、有力な教團のあつたことを知る、末弟も五六名ある。

落田地方には善性を中心とする教團があつて、子息の智光など相當に有力であつた。

稻田は親鸞が十數年間居住して居た草庵があり、同地の附近笠間下妻など教化の中心地であるから、小教團もあり而授口決の同朋も澤山に居たのである。下妻の蓮位は親鸞に常隨して京都に移住した。

高田地方には眞佛覺信慶信顯智が居た、前項に引證した眞惠の永正御定に「シモツケノ國大内ノ庄高田柳島ニシテハ一光三尊佛ヲモテ、譜法傳授ノ寺ノ本尊トシ給フ」とある如く、下野高田の如來堂は、譜法傳授の根本道場として建てられたもので、眞佛に附屬せられたものである。

眞佛は幼名を推尾彌三郎春時と云ひ、下野國の豪族大内國時の舍弟、眞壁の國司國春の長子である、稻田の草庵に譜で、教化を蒙り法名釋眞佛と授かり、教行信證の口決を相傳し高弟となる、親鸞歸洛已後は關東に於ける大法護持の任に當つたのであるその道心堅固の人格は克く門弟同行を教化し、顯智專信等十有八名の有力なる門侶を得たのである。國別にすれば下野國に高田住の顯智、長沼住の信證、加末不住の覺圓、高野住の慶覺。常陸國に布川住の教念、志多住の教善、國府住の信願、田中住の明信、南庄住の乘念證圓、在所不明の唯願稱念。下總國に西宮住の信性。奥州に淺香住の覺圓、伊達住の性意、深江住の慶西。武藏國に荒木住の光信。遠江國に池田住の專信等である、これ等の門弟には何れも七八名の末弟があつて盛んに教法を宣布したのであるから、眞佛の教系は關東地方より東海方面に流傳し、原始教團の中心となつたのである。

高田には眞佛の外に先師面授口決の覺信慶信も居て法義を相續して居たのである、覺信は建長正嘉の頃病を押し上落し、其儘病床について死去し、眞佛も親鸞の往生に先立つこと四年、正嘉二年三月八日五十歳で入寂した、後繼者には學徳兼備の譽れ高き顯智あり、再三先師に面謁し宗義を相傳し、高田の教團を相承し、十有餘名の末弟は克く師説に隨順し、法義を弘通したので、關東に於ける高田の教團は惣本山格となつたのである。

現存する親鸞自筆の聖教中、教行信證は建長七年冬の比、眞佛顯智に授かつたのであるが、西方指南鈔は釋眞佛



へ、尊號眞像銘文は釋顯智へ、三帖和讃は釋眞佛顯智へ、正像末和讃は釋覺念へ、皇太子奉讃は釋眞佛顯智へ、如來二種廻向文は釋覺信へ、四十八願文は釋覺信と釋信性へ、念佛者疑問は釋覺信へ、善導の五部九卷の手澤本は釋顯智へ、唯信鈔は釋覺念信證、同文意も同じく釋覺念信證へ、涅槃經要文は釋顯智へ、經釋文聞書は釋眞佛へ、西方指南鈔は釋覺信へ、三部經大意は釋慶信へ、彌陀經義集は釋覺念へ授けられたのである、これ等の人々は何れも高田の教系に屬する人々であるから、また以て原始教團に於ける高田の地位を推知することが出来る。

眞佛顯智の附法相承に就きて、中興眞惠の顯正流義鈔にその由來を詳述して

當流聖人親鸞七十ノ御歲仁治三年壬寅五月二十一日入西坊ヲ願主トシテ繪師定禪法橋ニワガ影ヲ寫サシメタマフ、同ジキ定禪モ夢想ノ告アリ、爾ルニ八十三ノ御歲カノ眞影ニ自筆ヲモテ、大無量壽經言、設我得佛十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不取正覺唯除五逆誹謗正法又言、其佛本願力聞名欲往生皆悉到彼國自致不退轉又言、必得超絕去往生安養國橫截五惡趣惡趣自然閉、昇道無窮極易往而無入其國不逆還、自然之所率、

無量壽經優婆塞提舍願生偈、婆敷般豆菩薩造曰、世尊我一心歸命十方無礙光如來願生安樂國我依修多羅眞實功德相說願偈總持與佛教相應、觀彼世界相勝過三界道究竟如虛空廣大無邊際又曰、觀佛本願力遇無空過者能令速滿足功德大寶海、

和朝釋親鸞法師正信偈曰、本願名號正定業至心信樂願爲因成等覺證大涅槃必至滅度願成就、如來所以興出世唯說彌陀本願海五濁惡時群生海應信如來如實言能發一念喜愛心不斷煩惱得涅槃凡聖逆誘齊回入如

衆水入海一味攝取心光常照護已能離破無明闇貪愛瞋憎之雲霧常覆眞實信心天譬如日光覆雲霧雲霧之下明無闇獲信見敬大慶喜即橫超截五惡趣愚禿親鸞八十三歳ト銘文ヲアソバシ、又撰集シタマフトコロノ教行證一部六卷眞筆ニ書シ、建長七年乙卯冬ノコロ眞佛上人顯智上人ニナラベテアタヘタマフ、コレマコトニ附法相承ノ義顯然ナリ、鸞聖人ノ直弟多シトイヘドモ親ト云疎ト云御眞影ヲタマハリ自筆ニ銘文ヲカ、シメ眞筆ノ製作傳授アルコト無之、嫡弟ト云附法ト云相承血脉ノ義タレカコレヲアラソハンヤ、御自筆ノ教行證御自筆ノ銘文ノ御影于今傳持ス云々

と高田一流の附法相承論が主張されて居る。

### 三、慈信房と縁をたちて

親鸞の教法宣布に關して特筆大書すべきことは、異安心を主張するものには容赦なく破門の宣告を與へたことである、その態度は正々堂々たるもので、義理や人情に囚はれない所は、流石に一宗の開祖と崇むる態度である。

當時比叡山の佛教は非常に勢力があつたけれども、裏面は言語同斷の墮落到沈んで居た、この状態を評して

外道梵志尼乾子に  
こゝろはかはらぬものとして

如來の法衣をつねにきて  
一切東神をあかむめり

又曰く

僧ぞ法師といふ御名は

たうときことゝきゝしかど



提婆五邪の法にて

いやしきものになづけたり

と歌ふて居るのは、その性格が伺はれる。

當時の新興宗教たる日蓮宗徒は、念佛行者を評じて念佛唱へる人々は無間地獄行のものであると宣傳して居たのである、これには強ひて對抗せなければ、和讃には謬見を打破して

念佛誹謗の有情は

阿鼻地獄に墮在して

八萬劫中大苦惱

ひまなくうくとぞとき給ふ

讃歌して居る。

更に進んで内部の異解者には、峻烈に批判したのは流石に純他力の浄土教が今日に至るまで、一器の水を一器に移すが如くに純一で行はれた證據である、その破斥の態度は、

普知識をおろかにおもひ、師をそしるものをば、謗法のものともふすなり。おやをそしるものをば五逆のものともふすなり、同座せざれと候なり、されば北の郡にさふらひし善證房は、おやをのり、善信をやうく／＼にそしりさふらひしかば、ちかづきむつまじくおもひ、さふらはで、ちかづけずさふらひき、

とあるにて知ることが出来る。また十七ヶ條の禁制にも、異解者には同座同列すべからざる旨を述べて居る。

云何なる異解が行はれたか、思ふに親鸞の法門は悪人正機の本願に依つて、彌陀の救済を要旨とするのであるから、信心後に惡事を行ふことあるも心配するには及ばぬと云ふ、惡無碍の説を主張したのである、この説は信願房などが張本人で、北の郡の善證房も一味黨であつた。

この説は餘程流行したものと見え、この説を破斥した消息は澤山にある、親鸞の實子である慈信房善鸞もこの説を信じたので、九月二日附の消息には信願房の説は信じてならぬ旨を述べ、この消息を入信房眞淨房法信房にも讀み聞かせて、間違のない様にしてもらひたいと申し遣はしたのである。

然るに慈信房は異解を捨てないので、再三消息を書いて、若し實子の善鸞がかかる異安心を主張する様では、關東の門弟は云何にも親鸞に偏頗ある様に思ふから、特に先輩の著者である、唯信鈔、後世物語、自力他力の文、二河樓喻など書いて門弟に送つた次第であるから、正統の安心に改心する様に申進めたのである。

慈信房の異解に就きて史料が乏しいので、確實のことは判然せなければ「慈信房のくだりて、わかきたる法文こそ、まことにてはあれ、ひごろの念佛はみな、いたづらことなり」とある消息より見れば、慈信房は京都の父より再度面謁して法門の義理を聞き、關東に歸り、我が聞きたる法門が一番に正統のもので、他人の人々の教化は誤りが多いと秘事法門を主張したのである。

愚痴無智の同行は親子の間柄であるから、これを信じ、大部の中太郎を中心とする同行は、九十餘人も中太郎を捨て、慈信房に歸依したのであつた、この秘事法門の宣傳には、親鸞と一度も面談したことも無い、哀愍房と云ふものが同じく秘傳を授かつたと雷同したのである、義門の内容は惡無碍の説であるが、北越に流行した一念の邪義が當陸に傳はり、眞言立川流の邪義と結び付いて民間に流傳したものである。

親鸞は善鸞に對して、再三消息を以て改心を促したけれども、聞き入れ無かったので、遂に建長八年五月二十九日附を以て父子の縁をたちて、破門の宣告を發表したのである。この宣告書は二通ある、一通は血脉文集に載せ、他の一通



は顯智これを書寫し、奥書に五月二十九日の消息、六月二十七日到来、建長八年六月二十八日註之とあれば、父子の義絶は建長八年、親鸞八十四歳のときであつたことが判然となつた。

この義絶問題に就きて、最須敬重繪詞に、正應三年覺如二十一歳のとき、父なる覺惠と關東の遺跡地巡拜の砌り、常陸國小柿の山中に於て俄に病氣になつたとき、慈信房が尋ねて来て、咒符を以て病氣を全治する旨を述べたが、實子なる如信は傍にあつて排斥することも出来なかつたので、呑む様に見せて其場を脱れたのであつた、其後親鸞から授かつた無碍光如來の名號を頸にかけて、馬上で念佛を唱へて居た様子を見たと言ひ、また親鸞往生の少し前に慈信房は枕元近く寄り、親しく密談して居た、その時の様子を顯智が人に語りて、父子の密談は世の中の塵事では無い、定めて佛法上の話であつたであらう、いかにも仔細ある事かなと云ふ記録に依つて、衆生濟度の爲めに斯様な相を顯はして、善巧方便めぐらしたと會通するものあれど、これは本願寺派の第三世覺如が、善鸞の子である如信を第二世とし三代傳持を主張せんが爲めに殊更に云ふた様にも考へられ、高田の思想としては、この説を依用することが出来ぬ。

## 第五章 祖廟の造營と高田の顯智

### 一、親鸞の入滅と其墳墓

親鸞は歸洛後、誰れ人の宅に多く居住して居たか、確實な史料もない、たゞ顯智自筆の自然法爾の消息の奥書に正嘉二歲戊午十二月、善法房僧都御房、三條富小路の御房にて、聖人にあいまらせてのきゝかき、そのとき顯智これを書くなり

とあるので、善法房僧都即ち舍弟尋有僧都の寺である、三條富之小路の御房に滞在して居たことを知る、その時親鸞は八十六歳であつた。

入滅當時の記録としては、高田本山所藏の教行信證(眞筆本)の一、三、五の三ヶ所に左の奥書が別筆で同様に書いてある。

親鸞御入滅弘長二歲十一月二十八日午時、御年九十歳也。同二十九日午時、專信遠江國池田住僧、顯智下野高田住僧、御舍利藏畢。

とあるから、弘長二年十一月二十八日午時、九十歳で入滅と云ふ從來の説は間違ひない。また葬式に列した重要人物は高田の顯智と、その同一教系の專信であつたことを知る。

某閉眼せば賀茂川に入れて魚に與ふべしと嘯いて居た親鸞の遺骸は、實に簡単な手續で葬られたのである。茶毗に附して遺骨は大谷の共同墓地に埋め、その一部分を顯智が下野の高田に持ち歸り、寶塔に納めて禮拜供養したのであ



る、高田本山の寶庫に當時の苞紙が保存されて居る、表に顯智の眞筆で「覺聖人の御骨、顯智ノタマハリ」と書いてある。

さて親鸞に彌女と申す季女がある、後には覺信尼と稱するものこれである、この彌女のみ獨り關東より京都に移り、血縁であつた日野廣綱に嫁して覺惠を産み、夫に死別して再び小野宮具親の子息禪念に嫁して唯善を産んだのである。禪念の住宅は東山大谷の地にあり、この地は正嘉二年七月二十七日に禪念が購入し、夫婦はこゝに住んで居たのである。面積は當時の文書に依るに間口八間奥行十七間、合計百三十六坪位のものであるから、四畝餘りの宅地である。餘りに廣くない宅地であるけれども、禪念は佛法に歸依して居たので、妻の父なる親鸞の墳墓をこの地に移し、文永九年に高田の顯智等の門弟と協力し草堂を建て、顯智は親鸞の木像を刻んで安置し、禮拜堂の形式を備へたのである。禪念は影堂が出来てから三年目の文永十二年に死んだので、彌女即ち覺信尼は異父兄弟である覺惠と唯善との二人の小供を養育しつゝ、影堂に奉仕し佗しい生活をして居たのである。關東に於ける門弟等は毎月二十八日の親鸞忌には念佛會を催し、多少の寄附金を集め、京都なる祖廟經營費に充てたのである。

大谷廟堂の敷地は父なる禪念の死後は、實子の唯善が相続するのが當然の様に思はれるが、幼少の時から御堂の仁和寺で廣澤流の眞言を學び、修驗道も修行して居たので、親鸞の廟堂に奉仕するには不適當な人物であつた、さりとて兄の覺惠が相続すれば、僅かな宅地であるけれども、後日相續争ひの心配があつたのである、而も祖廟の建物は門弟の共同建立であるから、門弟の助力に依つて維持せねばならぬ、また他には田畑も持たないから、ドーシテも門弟の力に依らなければ生活も出来ぬ、そこで覺信尼は僅かの土地で腹違ひの兄弟と相續の争ひが出来る様では相成らぬ

から、敷地全部を門弟に寄進して門弟の共有にした方が得策であると考へたのである、依つて覺信尼は建治三年十一月七日附を以て、關東門弟の代表者たる高田の顯智に左の寄進狀を送つたのである。

寄進す地壹處事

在大谷の惣門の南、東のつら

四至境は、本券に見えたり

右件の地は、尼覺信が相傳の所なり、然るを故親鸞上人は、覺信の父にておはします故に、昔のかうはしさに依て、上人の御墓所に、なかく、永代を限り、寄進し奉る物なり。覺信一期の後、この所を相ひ繼ぐ末々の人、本券を出して子孫なりと云ふとて、井中の御同行の御心ゆかずして、心に任せて賣りもし、又違亂なさん輩は、早くふけうに處せられて、罪科に行はるべし、又親鸞上人の御弟子たちの御心に契ひて候はんものをば、この御墓所に預けたひ候て、みさはくらせられ候べし、末代までも御墓を全くせん爲めに、寄進の狀、如件

この様を書きて、先きに猿島の常念房に井中の同行の御中へ御披露候へとて、奉りて候ひしが、同じ事にて候へとて、同行多く御はしまし候へば、木だ知らせ給はぬ人も御はしまし候らんとて、顯智房教念房尙披露候と思て、同じ事を、また書きて參らせ候上はこゝ末代までも、上人の御廟堂の御地と定て努々他の妨あるまじく候、若しこの御廟堂預かり候はんずる尼が、末々の物とて、此地を賣りもし、質にも置きて候らん、努々用ひられ候はで、この文を門訴として、井中の御同行等の御計にて、抑へて公家武家へ訴訟を致して、御墓の地と爲さるべし、其上、別の罪科にも行はるべし、本券並に代々の手續共をも、その文に具して、御同行の中に參らすべく候へとも、京邊



の地の習ひ塚の論などでも、常に候時に、その御墓相續きて候はんずる尼が子に預け置きて、塚のあきらめをも、せさせ候はん爲めに、具しても参らせず候也。

後の證文の爲めに書き置き候也

建治三年十一月七日

尼 覺 信(花押)

親鸞上人井中の御弟子たちの御中へ

末代までも、努々わづらいあるましく候へとて、せめての事に、かくまで申をき候也

この原文は高田本山に保管して居るのであるが、大谷屋地手繼所持目録には、これと同様のものが三通ある。

- 一、建治三年九月二十二日下總國サシマの、常念へ送たもの
- 一、建治三年十一月七日、常陸國ヌノ河の教念房並高田顯智房に送つたもの
- 一、弘安三年十月二十五日、飯沼善性房子息智光房同朋證信房兩人の中へ、大谷坊に於て披露したものである、何れも同様の文案であるから、前に掲げたものさへ讀めば、よく覺信尼の精神も知ることが出来る。

#### 一、法脈相承か血脈相承か

覺信尼が廟堂の地を門弟に寄進したのは、血脈で相續する家族制度に於て、將來を非常に心配したのであつた、宗教は各々の個人意志であるから、子孫に自分と同じ様な信仰を持つものが永代續くものとも思へぬ、社會の有様を見るに三代目には空になる、學者の子供には無學のものが多く、これが社會の實際である。若し廟堂の地が私有であつ

て、子孫にのみ權利を持たせて置いたならば、子孫の中には質にも置くものがあらう、賣り飛ばすものも出来るであらう、簡様な世相を考へたならば、血脈で宗教を相續するなんか實に危険なものである。また安心上に於ても既に自分の夫である禪念も實子の唯善も修驗道を修習して居たので、將來どんな異安心を主張するかも分らぬ、簡様に末々のことまで心配をして、廟堂敷地の權利を門弟に任せたのである。

覺信尼は世襲を以て法燈を續ぐなどの考は無かつたのであるが、大谷の廟堂に奉仕することは、自分の子孫が最も適當であると考へたのである。弘安六年十一月二十四日覺信尼は咽喉病で苦しんで居たので、大谷の留守職を專證房即ち覺惠に譲つたことを、門弟に通知して同意を得ると同時に、田畑なんかの財産も持つて居ないのであるから、従前の通りに關東の門弟から經濟上の援助を依頼したのである。簡様な遺言状同様な依頼状を出して、覺惠を大谷の留守職たらしめんとして、間もなく覺信尼は死んだらしい。その頃に覺惠は十四五歳の才智ある覺如と云ふ小供があつた。

他の一方に覺惠の弟である唯善は、假りに建長五年の生れとしても當時は三十一歳であつた、一期記や最須敬重繪詞に依るに、唯善は大納言阿闍梨弘雅と稱し、廣澤流の眞言を學んだのであるが、途中で廢學して其後は關東へ移り、常陸國奥郡の河和田の唯圓房の弟子となり、眞宗の教義を學んだのであるが、妻を持ち子供もあつて生活が至つて困難となつて、困つて居た様であつたから、兄なる覺惠が呼び寄せて大谷に同居させた、そこで大谷には覺惠と唯善との異父兄弟が妻子眷屬を連れて同居する様になつたのである。この年時は判然しないが、弘安六年から永仁元年頃に至る八九年間位の潤であつたらしい。



兩家族が住んで居た隣りの屋敷には、親鸞の廟堂を建てる已前から、二間四面の佛堂と三間四面の庵室とがあつて、佛堂に釋迦彌陀二尊と善導大師の眞影とが安置してあつた、この屋敷と佛堂と附屬の佛供田地とを一緒に文永四年二月十一日に慈信房澄海と云ふ人が買ひ込んで、この庵室で念佛して居たのである。

この慈信房澄海と云ふ人は隆寛律師の系統に屬する大學者であつた、隆寛律師は法然門下の鏘々たる人物で、親鸞とは同學の士である、一念多念分別事、後世物語などは隆寛の著作で而も親鸞はこれを書寫して門弟に與へたこともあるから、關係は深い、また妻帯もして居たから、餘程似た所もある。

大谷廟堂の隣りに住んで居る澄海は、隆寛律師の上足の弟子敬日の上足であるから、孫弟子に當るけれども、敬日所傳の秘書は相傳して居た、また妻帯して居たので良海と云ふ子息もあつた、良海も父なる澄海から法門を相傳して居たので、相當の學者であつた、高田本山所藏の古文書に依るに、弘安元年十月三日、大谷の庵室並に敷地、釋迦彌陀二尊、善導和尚の眞影、佛供田地等を相具して、禪日房良海に譲つたのであるから、一種の家督相續である。

さて隣りの大谷祖廟には、覺惠と唯善との兩名が住んで居たので、住家も不自由勝であり、宅地も四畝餘りであるから増築も出来ない、そこで唯善は隣りの良海所有の敷地を購せんと企て、金策の爲めに前々より知り合ひの奥郡地方の門弟に相談したのである、高田の顯智も同意して愈々關東の門弟から隣地購入の寄附金募集に取りかゝつたのである、何分にも傾が百貫文と云ふのであるから容易なことではない、一貫文は一石餘りに相當するから、米にすれば百石の價値である、今の相場で一石四十圓と見て百石で四千圓である、然し關東の門弟もよく了解して居たので寄附金も募集が出来て、愈々永仁四年七月十七日附で、證券引替にて所有權を獲得することになつた、そのとき買取人の名

義は誰れにするか問題になつた、唯善は無論自分が中心になつて運動した結果で購入したのであるから、自分の名義にせんと主張したのである、そのとき兄なる覺惠の説には、この大谷の祖廟地は世間の家督相續とは異つて法脈繼承を主にせなければならぬので、母なる覺信尼も既に從來の敷地を門弟に寄進したのであるから、無論私有にしてはならぬ、宜敷門弟等の共有にせなければならぬと主張したので、唯善は顔色を變へて立腹したけれども、致し方なく根本精神に基いて門弟宛の名義としたのである。この沽却券の正文は高田本山に保管して居る、原文は左に

沽却大谷地壹處事

在 自今小路未南 祇園林良方

七觀音大道之東額

四至 限東越中律師領 限西大道

限南大進法眼領 限北善信上人御影堂地

口伍丈奥同 南寄 東西拾參丈五尺

北寄 東西拾丈柒尺

右件地者、自先師慈信上人之手、相副代々手續、良海得讓而、多年所居住之私領也、然依有要用、直錢陌貫文仁限永代、爲善信上人御影堂敷、所奉賣渡彼遺弟御中實也、更不可有他妨、雖須相副代々本券、於尼照阿並先師二代之手繼者、他事多相交之間、不副渡正文、書案文△△渡進之上者、手續相承之儀、敢不可有子細、隨則所帶正文仁、被買取之由令裏書給畢、不可有遠亂者也、向後若號子息、或稱門弟、致妨之輩



出來之時者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>罪科<sub>二</sub>也、仍爲<sub>三</sub>後日<sub>一</sub>龜鏡放券之狀如件

永仁四年七月十七日

良 海(花押)

箇様な手續に依つて大谷の敷地は購入して擴げられたのである、そこで唯善は住宅を造りこゝに住むことゝなつた、この地を大谷南地と云ひ、従前から宅地を北地又は根本覺信尼本願の地と稱して居たのである。

二人の兄弟は簪を並べて住んで居た、兄の覺惠には當時二十七八歳の覺如と云ふ相續人があり、五六歳の存覺と云ふ孫もあつた。

唯善はどんな小供があつたか判然せないが、法門の研究は最初に眞言の修驗道を學び、夫れから關東で唯圓房から眞宗の法門を學んだけれども、學者では無いらしい、隣りの覺惠父子は隣地の所有者であつた澄海から長樂寺流の淨土門を學び、特に覺如は立派な學究の人であつたから、眞宗學に關する問題など、兩方は角力にならん、然し唯善も世才はあつた様であるから、關東から參詣する門弟を相當にうまく取扱つて居た様である。

然るに五六年の後、即ち正安三年に叡山に居た源伊律師と云ふ人が大谷の敷地全體を管領せんと企てたのである。これには込み入つた血族上の關係もあつた様であるが、要するに唯善の主張する所は、自分は大谷北地の所有者であつた禪念の實子であり、而も實父の死後は自分が相續して居たのであるから、源伊律師の非分の要求を停止し、自分は大谷管領の院宣を賜はりたいと上訴したのである、これが正安三年十二月の出來事であつて、當時の案文は高田本山に保管して居る。この唯善の運動は餘程うまく機敏にやつたので、唯善に院宣を賜はつて、事實上、大谷は唯善が管領することゝなつた。

大谷の祖廟は血脈派の唯善に占領せられ、法脈繼承で門弟等の共有であると思つて居た大谷は、創立の根本意志に違叛する様になつた。

門弟等は唯善の管領した事實を知つて動き出したのである、これが院宣弄破の大運動となつたのであるが、翌年の四月即ち乾元元年の四月に院宣弄破と云ふ沙汰があつたのである。この御沙汰の正文が高田本山にある、

親鸞上人影堂間事、門弟沙汰不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>仰許<sub>一</sub>候也、其外無<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>候、唯善仁宛賜候院宣、無故弄破之義也、其次第見參之時可<sub>レ</sub>申上候 恐々謹言

四月五日

有 房

要するにこの事件は大谷の北地に住んで居た覺惠が、弟唯善の奥州で妻子眷屬あつて生活に困却して居たので、呼び寄せ大谷に同居せしめた所、住家が狭いので唯善の盡力に依りて南隣りの屋敷を購入し、南北に家を構へて祖廟に奉仕して居たが、叡山の源伊が血族上の關係から、大谷管領を策したので、其機に乗じて唯善が根本の敷地は實父禪念の所有地であつた理由を以て、唯善に大谷管領の院宣を請うたので、門弟が反對して覺信尼の本願の如く、法脈繼承の根本義に依り門弟等の管領となつたのである。時は正安四年即ち乾元元年の出來事で、親鸞滅後四十年程後のことであつた。

### 三、八十有餘の老軀を提げて

大谷に於ける唯善の院宣も取消になつて、門弟が大谷の管理權を掌握したことは、前に既に述べたのであるが、唯



善も關東では相當の歸依者があつたらしい、佛光寺派末寺所傳の交名牒に依るに、唯善與黨の人々は、一、武藏荒木源海の孫弟子覺證、二、眞佛附弟常陸志多住教善の弟子道戒及其門徒、三、下野中沼住の信性の弟子信證及明性、四、下總タカノ住慶覺の弟子覺知及空性、五、下總西宮住信性の弟子性覺、六、下總國フウキタ住善性の弟子智光善智妙性覺源、七、常陸國唯圓の弟子慶信覺明明圓、八、下總國猿島常念の弟子實念及慶信、九、武藏國ノタ住西念の弟子覺念、十、下野國ウヘノ住尼法師の弟子誓願唯圓定信等であると記載して居るのであるから、なか／＼澤山の同情者があつたのである、また横會根門徒の智信、新提信樂系の觀法なども、相當に援助して居たのである。

その好意を寄せた動機は院宣弄破の翌年即ち嘉元元年に鎌倉で一向衆禁制と云ふ事件があつた、これは一編門下の念佛が遊行の念佛であつたから、これを禁示する命令であつた、そこで唯善は關東に赴て、各方面に説いて運動費を得て、親鸞の法門は一編の躍り念佛の徒とは同様のものでない旨を訴へ出でたのである、幸に朝廷も聽き濟になつて、安堵の下知状も下附せられたので、この旨を嘉元二年十二月十六日附を以て高田の顯智に通告した、その正文に

嘉元元年九月日、被禁制諸國横行人、御教書、備、號一向衆成群之輩、横行諸國之由有、其間、可被禁制、云云因茲、混一向之名言、不、論横行不横行之差別、一向專修念佛及滅之間、唯善初依爲親鸞上人遺跡、且爲興祖師之本意、且爲亂門流之邪正、申披子細、悉預免許御下知畢、早以此案文、披露于地頭方、如元可被興行之狀、如件

嘉元二年十二月十六日

顯智 御 房

沙 門 唯 善

簡様に一宗の興廢に關する大事件に關係して、うまく解決したので、歸依する門弟も澤山にあつたのである、然し唯善の根本精神であつた、大谷管領の野心は寸時も頭を去らなかつた、其後殆んど一ヶ年大谷に於ける南殿と北殿との行動は、事互に意見が相違して居た様である、宗意安心問題に就ても、覺惠覺如の父子は唯善を入道法門だと言つて冷評して居たのである。

こんな始末で一ヶ年も過ぎて、翌徳治元年十一月に覺惠は大病に罹つた、この機を幸に唯善は大谷祖廟の繼を奪ひ取つたので、不得止、覺惠覺如の一族は、大谷を遁れ出で、大炊御門東、朱雀の衣服寺へ逃げ込んだ、そこで大谷の北殿は全く唯善が專領することになつたので、叡山の山僧をして守らしめた、翌年徳治二年四月二日覺惠は死んだのである。

門弟の承認を得て大谷留守職に就くべき規定も無視し、唯善が大谷を管領したのは、門弟等の感情を害し、中心人物等は立腹したのである、そこで高田の顯智は八十有餘の老軀を掛けて各地の門弟と協力したのであるが、結局、鹿島の順性と、和田の信寂との三名から、一名づつの代理を出して勅裁を仰ぐことになり、高田から善智、鹿島から淨信、和田から寂靜が選定せられて、運動費も相當に與へて上京せしめた、然るに訴訟の手續上、色々のことがあつて、訴訟の手續が出来なかつたが、結局、青蓮院の判決を得ることになつた、依つて延慶二年の七月に門弟派と唯善と青蓮院で對決したのであるが、その判決は、

一、大谷本廟の地は覺信尼寄進狀の通り、門弟の管領すべきものである。

一、唯善は一度相傳管領の院宣を給はつたけれども、門弟等の中開きに依つて、破棄になつて居る。



一、唯善がこの地を質に入れたのは、覺信尼の遺言に背いた行爲である。  
 一、唯善は亡父の譲り状があると云ふけれども、自から門弟中へ誓約状を出したては無いか。  
 一、嘉元の下知状を以て大谷管領の證とするけれども、これは門弟を代表して、一向衆の諸國横行の類でない事を  
 疏明したので、大谷管領には關係が無い。

一、唯善は自分を訴へて居る門弟は僅かに五六輩のものだと申すけれども、顯智、順性、信寂等の諸國散在の門弟  
 數千人も同意して居るのみならず、覺信尼の寄進狀、唯善の懇望狀、二代の勅裁等の證據書類を提出した以上は  
 門弟の惣衆の意志であると認めねばならぬ。

との理由で門弟の勝訴となつたのである。この判決の正文は顯智の使者が持ち歸り、高田に保管したのである。こゝ  
 に於て多年の問題は解決したのである、然るに青蓮院の判決の降下せない前に、唯善は大抵の様子を知つたものか、  
 大谷の影像と遺骨とを持ち、何れかへ逐電したのである、その事情は高田本山保管の青蓮院法眼奉行、泰任の下知狀  
 で知ることが出来る。

親鸞上人影像、遺骨石塔等事、被<sub>レ</sub>申候趣今披露處、相論之最中、唯善潛取<sub>ニ</sub>隱影像遺骨於他所之間、如<sub>レ</sub>元可<sub>ニ</sub>返  
 置<sub>ニ</sub>之由、度々雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下、遂以不<sub>ニ</sub>叙用、剩又破<sub>ニ</sub>取金物石塔等、逐電、不<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>知食<sub>ニ</sub>之上者、無據<sub>ニ</sub>于尋沙汰、所詮  
 彼影像者、爲<sub>ニ</sub>門弟<sub>ニ</sub>顯智等之造立云云。然者爲<sub>ニ</sub>顯智以下門弟<sub>ニ</sub>念佛可<sub>ニ</sub>專追孝<sub>ニ</sub>之田、被<sub>レ</sub>仰下<sub>ニ</sub>候也、仍執達如<sub>レ</sub>件

延慶二年七月二十六日

親鸞上人門弟御中

法

眼(花押)

これに依りて顯智は再び大谷復興の任に當つて祖像を安置し残る所の遺骨をも奉安したのであるが、何分にも八十  
 四歳の老體であるから壽命もない、堂舎庵室の建立までは出来なかつたのは幾重にも残念であつたが、翌年の延慶三  
 年七月四日に入寂したので、法智以下の門弟が協力して、大谷の祖廟は翌年の十一月頃迄に悉皆出来上つて舊觀を呈  
 する様になつた。

さて覺惠の一族は徳治元年の霜月頃に大谷を逃れ出で、衣服寺に住んで居たが、非常に狭い座敷に居たので、身動  
 きも出来なかつた様である、翌年の徳治二年に父なる覺惠も死んで、覺如の一族は二三年流浪の身となつたのである、  
 延慶二年七月門弟と唯善との對決で、唯善は大谷を逃れ出たのであるが、若し血脈相承がこの當時、今の様に大切に  
 認められて居たならば、無論覺如が大谷の留守職に就任すべきであるけれども、これは門弟が認めない、唯善が逃れ  
 出た大谷は、和田門徒の性善が留守職を勤めることになつた、簡様な始末であるから、覺如は十二箇條の懇望狀を書  
 いて、門弟の承認を求めたのである、この懇望狀は延慶二年七月二十六日に書いて顯智等の門弟に送つたのであるが、  
 承認せないので翌年の正月から關東へ赴き意志の疏通を計つたのである。若し關東の門弟が大谷の留守職たることを  
 承認しなければ、別に一所を建立して生涯を送らんと考へたのである。然るにこの年の七月に高田の顯智は入寂し、  
 第四世の専空は十八九歳の幼年であつたが、秋頃になつて眞佛顯智と同一教系の淺香任法智や鹿島の門弟等が承認し  
 たので、覺如は大谷に入つて留守職となつたのである。而もこの時將來の禍根を残さない様に、留守職次第の記録や、  
 これに關する證券、悉く差し出し、且つ前に述べた懇望狀も、和田寂靜の申出に依つて更に詳しく書いて門弟に差し  
 入れ、大谷廟堂の留守職となつたのである。



上來略述した高田の思想は、親鸞の偉大なる人格と門弟の熱烈なる信念とに依つて成立したのである。門弟等は眞佛顯智の二聖に依つて高田教團に統一されたのである。眞佛は下野國豪族の家に生れたので、教團統率の大立物としては最も適當な地位にあつたのである、而も學究的方面に於ても相當に理解力があつたのである、現存する眞佛自華の經釋文開書一卷には、蓮華面經、華嚴經、涅槃經、法華經、大品經、業報差別經、法句譬喻經、淨土本緣經、觀佛三昧經、平等覺經等の要文より、教行信證の要文、親鸞夢想記等を記載しあるを見れば、親鸞より法門傳授の内容を推知することが出来る。また顯智も再三親鸞に謁して法門の口訣を承け、道心堅固の人格はよく師説を繼承して、一器の水を一器に移すが如く法燈を傳へたのである。現存する古文書に依るに、顯智傳持の署名ある親鸞の親筆本としては、教行信證、尊號眞像銘文、大般涅槃經要文、版本五部九卷、二種廻向文、念佛者疑問等で、書寫のものとしては、一念多念文意、獲得名號自然法爾、淨土和讃、正像末和讃、聖德太子奉讃、愚禿鈔、御消息、西方指南鈔、選擇鈔、唯信鈔、法然上人傳法繪、大阿彌陀經、阿彌陀經等である。また師命を奉じて一生茸を食はぬとか、一生船に乗らぬとかの行狀は云何にも、その人物が從順であつたことを知る、而も學識の高邁なることは淨土文類及淨土大名目と題する自筆の著作に依つて知ることが出来る。淨土文類は一卷は開書と題し、延慶第二乙酉初秋上旬第六書寫之筆とあり、他の一卷は抄出と題して、延慶二年乙酉七月七日書寫之の年記あれば顯智の八十四歳の作である、内容は三經七祖の要文を初め法華經、涅槃經、華嚴經等三十餘部の經典より要文を抄出し、更に御入滅の事、藥師十二夜叉大將の

事、自然法爾の消息、善光寺如來の事、僧尼食作法の事、法攝萬機の事、無智爲本の事、本願成就の事、念々相續の事、自力他力の事、善惡機の事等の要義を抄出し、訓詁左訓等親切丁寧なることとても凡人の及ぶ所で無い、また淨土大名目の如きは淨土教の術語を表示したもので、初學者の好資料である。斯の如き著作は八家九宗の教學に通じ、一切經を讀破したもので無ければ爲し能はざる所である。

眞佛顯智の二聖は斯の如き人格者であり、其教系を繼承する、第四世專空、第五世定專、第六世空佛、第七世願證、第九世定順等の人々も相當の識者であつたので、高田の教團は親鸞の滅後百有餘年間は關東に於ける惣本山格であつたのである、三河念佛相承記に

三河より高田へまいるひとりの事

東殿の御前御年十歳御わき改聖の性善房和川教團樂知これも高田に留まりて死去。其門流田舎にあり。同十二御歳息女也順坊主桑子の二人とも出家法名願智ひじりよりたまはる即ち顯智ひじりおんともして高田にまいる。また佐塚の專性越前おほ同十七かの御とし道空坊夫妻どものまいる。中略このほか和田の信寂ひじりのいにしへをしたひ、夫妻ともに高田へまいるの事れきせん也、したがいてあま性空のおんぼう、念佛相傳に依りて、顯智ひじりのみゑい安置の事れきせん也。しかれば寂靜のおんぼうにいたるまで、しさいありし事ども也。

とあるにてその地位を知ることが出来る。  
されば高田の思想は原始眞宗の直系として發達したものであるから、蓮如を中心として發達したる本願寺派の教學と多少の相違あるもまた不得止ところである。(完)



平  
行  
記

昭和十年三月十三日印刷 日本宗教叢書  
昭和十年三月十日發行 第十四回配本

不許複製

編輯發行  
印務人  
東京市神田區一ツ橋通町二  
株式會社  
東方書院  
代表者 三井昌史

東京市小石川區久堅町一〇八  
共同印刷株式會社  
印務所  
代表者 君島 隆

發行所  
株式會社  
東方書院  
電話九段三八四二  
郵便東京六八六一



終